参考資料1
令和3年5月19日
第1回豊島区男女共同参画推進会議・女性活躍推進協議会

第4次としま男女共同参画推進プランに係る重点的な取組における評価について

【重点的な取組】
[1]女性にやさしい(住んで、働いて、子育てしやすい)まちづくり
[2]男性中心型の長時間労働の見直しとワーク・ライフ・バランスの推進
[3]配偶者暴力防止の一層の推進

調査①　取り組みの実施状況評価☒
第4次としま男女共同参画推進プランにおける「具体的な各課の取り組み」について、平成29年度～令和2年度の4年間の**実施状況**を評価。
【評価基準】

A　想定以上の取り組みができた。
B　想定通りの取り組みができた。
C　取り組みが不十分であった。
D　取り組みができなかった。
E　評価できない。

調査②　男女共同参画への意識調査
第4次としま男女共同参画推進プランにおける「具体的な各課の取り組み」を**「男女共同参画の視点」に立って取り組むことができたか**という観点で評価。
【評価基準】

A　男女共同参画の視点に立って取り組むことができた。
B　男女共同参画の視点に立った取り組みが不十分であった。
C　男女共同参画の視点を全く意識していなかった。
D　評価できない。

【1】女性にやさしい（住んで、働いて、子育てしやすい）まちづくり

●課題

仕事も子育てもしやすい住宅や保育環境が整備され、女性の能力や個性が十分に発揮でき、
豊島区に住み続けたいと思うまちづくりが求められています。

●目指す姿

「住む」「育てる」「働く」の多様な面で、女性にとってやさしい、住みやすいまちを目指します。

調査①：取り組みの実施状況評価		調査②：男女共同参画への意識調査	
A	11件	A	44件
B	38件	B	7件
C	3件	C	0件
D	0件	D	4件
E	3件		

重点課題No.	重点課題	施策No.	施策	事業No.	事業名	事業の内容	担当所管課	具体的な各課の取り組み	①取り組みの実施状況評価		②男女共同参画への意識調査	
									評価	＜記述欄＞（評価がC、D、Eの場合）理由	評価	＜記述欄＞（評価がDの場合）理由
3	性と生に関する健康支援	09	性と生に関する健康支援リプロダクティブ・ヘルス/ライツの視点を重視した健康支援の充実	21	妊産婦への支援の充実	母体の保護や出産・育児に関する正しい知識を身につけ、出産・育児支援を行うための母親学級を実施します。	健康推進課	○母親学級：平日3回1コース（子どものいる生活・歯科衛生指導・栄養指導・沐浴実習） ○ゆりかご・としま事業：妊娠期から子育て（就学前まで）の切れ目のない支援 ○としま育児サポート手帳とともしま育児サポーターによる産後支援 ○妊産婦歯科健康診査事業 ○としま見る知るモバイルでの情報発信	B		A	
							長崎健康相談所	母親学級の実施	B		A	
3	性と生に関する健康支援	09	性と生に関する健康支援リプロダクティブ・ヘルス/ライツの視点を重視した健康支援の充実	22	エイズ・性感染症に関する相談・検査の実施	エイズや性感染症に関する相談・検査を行うとともに、AIDS知ろう館の活用やエイズ予防ネットワークを充実させながら、性に関する正しい知識の普及・啓発に努めます。	健康推進課	○エイズ相談：HIV検査時や随時相談として、エイズに関する電話や来所相談を実施 ○HIV検査：通常検査9回、即日検査3回 ○性感染症検査	B		A	
							長崎健康相談所	電話・面接等相談	B		A	
3	性と生に関する健康支援	09	性と生に関する健康支援リプロダクティブ・ヘルス/ライツの視点を重視した健康支援の充実	23	性に関する正しい知識の取得とリプロダクティブ・ヘルス/ライツ概念の普及・啓発	性に関する正しい知識を提供し、リプロダクティブ・ヘルス／ライツ概念の普及に努めるとともに、健康の観点からのライフプラン形成を支援します。	子ども若者課	○不健全図書類自動販売機設置状況調査（地区青少年育成委員会にそれぞれの地区の不健全図書類の自動販売機について設置状況調査を依頼。結果に基づき行政が現地を確認し、東京都に報告） ○ふぉーてぃー（都エイズ対策事業）と協力し、中高生センター利用者に対しての意識啓発を行なう。	B	○不健全図書類自動販売機設置状況調査（地区青少年育成委員会にそれぞれの地区の不健全図書類の自動販売機について設置状況調査を依頼。平成25年度以降は区内では確認されていない。結果を東京都に報告） ○ふぉーてぃー（都エイズ対策事業）、ピッコラーレが定期的に中高生センターを訪問し利用者への意識啓発を行なっている。	A	
							健康推進課	○エイズ知ろう館の運営：エイズ等に関する資料等の閲覧・貸し出し ○エイズ等予防教育の実施：区内中学校へ健康教育の実施 ○世界エイズデーにあわせて中央図書館での展示 ○知ろう館通信の作成 ○妊孕力の啓発セミナーを実施 ○鬼子母神plusにて女性の生涯を通じた健康に関する情報提供	C	新型コロナウイルス感染症の影響により、区内中学校への健康教育と啓発セミナーが実施できなかった。	A	
							長崎健康相談所	小中学校での健康教育	C	小学校では性に関する健康教育の実施は無いが、小中学校の養護教諭と養護部会通して感染症・健康トピックス等の情報共有の機会を設け連携しており、管轄地域の中学は「エイズ・性感染症予防」の講話を実施している。	A	

重点課題No.	重点課題	施策No.	施策	事業No.	事業名	事業の内容	担当所管課	具体的な各課の取り組み	①取り組みの実施状況評価		②男女共同参画への意識調査	
									評価	＜記述欄＞ (評価がC、D、Eの場合)理由	評価	＜記述欄＞ (評価がDの場合)理由
3	性と生に関する健康支援	10	性と生に関する健康支援生涯を通じた健康づくりの推進	24	各種健康診査の実施・普及啓発	生涯を通じた健康づくりを支援していくために、各種の健康診査やがん検診等の実施、健康教室、講習会等を通じた普及啓発を行います。	地域保健課	1 高齢者医療確保法による健診　区内実施医療機関にて受診 ①特定健康診査・特定保健指導：40～74歳の区国保被保険者を対象に6月～1月実施 （国民健康保険課より受託） ②長寿健康診査：後期高齢者医療制度の加入者を対象に8～12月実施 （高齢者医療年金課より受託） 2 健康増進法による検診 ①歯周疾患検診：7月～11月実施　 40・50・60・65・70・75・80歳　区内実施医療機関にて受診 ②骨粗しょう症検診：7月～11月実施　 40・45・50・55・60・65・70歳の女性　区内実施医療機関にて受診 ③胃がん検診：通年実施　30歳以上　豊島健康診査センターにて胃部X線撮影 ④大腸がん検診：通年実施　30歳以上　採便後検体受付医療機関へ提出　便潜血反応検査 ⑤子宮頸がん検診：5月～1月実施　20歳以上偶数年齢女性　区内実施医療機関にて細胞診内診　30・36・40歳はHPV検査を同時実施 ⑥乳がん検診：5月～1月実施　40歳以上偶数年齢女性　区内実施医療機関にて問診、視・触診　豊島健康診査センターにてマンモグラフィ検査 ⑦肺がん検診：通年実施　40歳以上　豊島健康診査センターにて胸部X線撮影、胸部CT撮影及び該当者は喀痰検査 ⑧前立腺がん検診：6月～1月 50歳～74歳偶数年齢男性 区内実施医療機関にて血液検査 ⑨胃がんリスク検診（ABC検診）：6月～1月実施　40歳　区内実施医療機関にてピロリ菌検査・血清ペプシノゲン検査 ⑩胃がんリスク検診（ピロリ菌検査）：8月～2月実施　20歳　区内実施医療機関にてピロリ菌検査 3 福祉健康診査：8月～12月実施 40歳以上の生活保護受給者等 4 豊島区B型・C型肝炎ウイルス検査：4月～2月　20歳以上で平成14年度以降一度も受診したことがない者 区内実施医療機関にて血液検査	B		A	
							健康推進課	○乳幼児健康診査 ○生活習慣病予防健診（20～39歳男性） ○健康教室 ○とします見る知るモバイルでの情報発信 等の機会を活用し集団指導にて対応。	B		A	
							長崎健康相談所	乳幼児健康診査	B		A	
3	性と生に関する健康支援	10	性と生に関する健康支援生涯を通じた健康づくりの推進	25	性差を考慮した保健サービスの充実	次世代を担う若い世代から更年期・高齢期まで女性の健康づくりや生活習慣病予防など、ライフステージに応じた女性の健康づくりを支援します。	健康推進課	○骨太健診 （20～39歳女性対象） 健康講座、骨密度測定、血液検査 ○女性のライフプラン形成のための相談事業	B		A	
							長崎健康相談所	女性の健康づくり教室を世代別に2コースで実施 女性の健康セミナーの実施	B		A	

重点課題No.	重点課題	施策No.	施策	事業No.	事業名	事業の内容	担当所管課	具体的な各課の取り組み	①取り組みの実施状況評価		②男女共同参画への意識調査	
									評価	＜記述欄＞ （評価がC、D、Eの場合）理由	評価	＜記述欄＞ （評価がDの場合）理由
	性と生に関する健康支援	10	性と生に関する健康支援生涯を通じた健康づくりの推進	26	健康情報発信スペースの充実“鬼子母神plus”	生涯を通じた女性の健康、子育て支援に関する情報のほか、若年層のためのこころとからだの健康情報、ワーク・ライフ・バランスや就労（女性の再就職を含む）に関する情報などを発信します。	男女平等推進センター	鬼子母神plusでの健康支援情報の提供 若年者向けの情報及び女性の健康、子育て情報の発信スペースとして27年5月に開設、その後、スペース拡大の改修を行い、同年11月11日リニューアルオープンした。展示には株式会社ベネッセコーポレーション、くまざわ書店池袋店、ファーザーリングジャパンの協力を得ており、池袋保健所はもちろん子育て支援課、男女平等推進センター、生活産業課から若者、女性、子育てに関する情報を発信している。	A		A	
							生活産業課	鬼子母神plusでの健康支援情報の提供 若年者向けの情報及び女性の健康、子育て情報の発信スペースとして27年5月に開設、その後、スペース拡大の改修を行い、同年11月11日リニューアルオープンした。展示には株式会社ベネッセコーポレーション、くまざわ書店池袋店、ファーザーリングジャパンの協力を得ており、池袋保健所はもちろん子育て支援課、男女平等推進センター、生活産業課から若者、女性、子育てに関する情報を発信している。	B		A	
							地域保健課	鬼子母神plusでの健康支援情報の提供 若年者向けの情報及び女性の健康、子育て情報の発信スペースとして27年5月に開設、その後、スペース拡大の改修を行い、同年11月11日リニューアルオープンした。展示には株式会社ベネッセコーポレーション、くまざわ書店池袋店、ファーザーリングジャパンの協力を得ており、池袋保健所はもちろん子育て支援課、男女平等推進センター、生活産業課から若者、女性、子育てに関する情報を発信している。	B		A	
							生活衛生課	鬼子母神plusでの健康支援情報の提供 若年者向けの情報及び女性の健康、子育て情報の発信スペースとして27年5月に開設、その後、スペース拡大の改修を行い、同年11月11日リニューアルオープンした。展示には株式会社ベネッセコーポレーション、くまざわ書店池袋店、ファーザーリングジャパンの協力を得ており、池袋保健所はもちろん子育て支援課、男女平等推進センター、生活産業課から若者、女性、子育てに関する情報を発信している。	B		A	
							健康推進課	鬼子母神plusでの健康支援情報の提供 若年者向けの情報及び女性の健康、子育て情報の発信スペースとして27年5月に開設、その後、スペース拡大の改修を行い、同年11月11日リニューアルオープンした。展示には株式会社ベネッセコーポレーション、くまざわ書店池袋店、ファーザーリングジャパンの協力を得ており、池袋保健所はもちろん子育て支援課、男女平等推進センター、生活産業課から若者、女性、子育てに関する情報を発信している。	B		A	
							長崎健康相談所	鬼子母神plusでの健康支援情報の提供 若年者向けの情報及び女性の健康、子育て情報の発信スペースとして27年5月に開設、その後、スペース拡大の改修を行い、同年11月11日リニューアルオープンした。展示には株式会社ベネッセコーポレーション、くまざわ書店池袋店、ファーザーリングジャパンの協力を得ており、池袋保健所はもちろん子育て支援課、男女平等推進センター、生活産業課から若者、女性、子育てに関する情報を発信している。	B		A	
							子育て支援課	鬼子母神plusでの健康支援情報の提供 若年者向けの情報及び女性の健康、子育て情報の発信スペースとして27年5月に開設、その後、スペース拡大の改修を行い、同年11月11日リニューアルオープンした。展示には株式会社ベネッセコーポレーション、くまざわ書店池袋店、ファーザーリングジャパンの協力を得ており、池袋保健所はもちろん子育て支援課、男女平等推進センター、生活産業課から若者、女性、子育てに関する情報を発信している。	B		A	

重点課題No.	重点課題	施策No.	施策	事業No.	事業名	事業の内容	担当所管課	具体的な各課の取り組み	①取り組みの実施状況評価		②男女共同参画への意識調査	
									評価	＜記述欄＞ （評価がC、D、Eの場合）理由	評価	＜記述欄＞ （評価がDの場合）理由
4	雇用の場における男女平等の推進	11	雇用機会の拡大、就職及び再就職への支援	27	ハローワークとの連携による就職に関する情報提供	ハローワークや労働相談情報センター、東京都、東京しごと財団等との連携を図り、就職や労働に関する情報が、区役所等の施設においても入手できるようにしていきます。	男女平等推進センター	・情報・交流コーナーに働く人向けの宣伝コーナーを設けて労働相談情報センターからの情報や啓発資料の提供を行った。 ・区HPにキャリア支援サイトをリンクした。 ・東京都労働相談情報センターとの共催でワーク・ライフ・バランスフォーラムを開催	C	ワーク・ライフ・バランスフォーラムは東京都労働相談情報センターとの共催はなく、豊島区男女平等推進センター主催で実施。 想定よりもハローワークとの連携できていなかった。	B	
							生活産業課	①就職支援セミナー及び面接会の開催 ・女性再就職支援セミナー ・就活応援セミナー（年齢無制限） ふくしワーク就職フェア（福祉、保育のセミナー及び面接会） ・ヤング就活応援セミナー及びヤング就職面接会 ・就活力アップセミナー（ヤング） ・豊島区就職プロジェクト 　合同企業説明会 　セミナー、情報交換会 　合同企業面接会 　※都・人づくり人材確保支援事業補助金を活用した若者向け就職支援事業 ②各就職支援セミナー実施時の情報提供 ③生活産業課（としまビジネスサポートセンター）PRコーナーにおいてのパンフレット類の配置	B		A	
	雇用の場における男女平等の推進	11	雇用機会の拡大、就職及び再就職への支援	28	女性の就労・起業に関する支援	関係機関と共に、起業等に関するセミナー・交流会を実施したり、就職や再就職に必要なスキルを身につける講座等を開催します。また、起業に必要な経済支援のため、融資を斡旋し、信用保証料や利子の一部の補助を実施します。	生活産業課	①としまビジネスサポートセンターにおいて起業相談実施 ②ビジネスセミナーや勉強会の開催 ③女性のための交流会及び起業塾の実施 ④就職支援セミナー及び面接会の開催 ・女性再就職支援セミナー ・就活応援セミナー（年齢無制限） ・ふくしワーク就職フェア（福祉、保育のセミナー及び面接会） ・ヤング就活応援セミナー及びヤング就職面接会 ・就活力アップセミナー（ヤング） ・豊島区就職プロジェクト 　合同企業説明会 　セミナー、情報交換会 　合同企業面接会 　※都・人づくり人材確保支援事業補助金を活用した若者向け就職支援事業 ⑤起業融資のあっせん、利子補給 ⑥日本政策金融公庫新創業融資制度の利子補給 ⑦信用保証料補助の検討	B		A	
							男女平等推進センター	起業を目指している人を対象に、起業の基本と応用を学び、ビジネスとして展開できるように支援する。参加者間の交流を深め、新たな支援の発見やネットワーク作りのきっかけをつくる。	E	起業に関する事業は、生活産業課へ移管したため。	D	起業に関する事業は、生活産業課へ移管したため。
4	雇用の場における男女平等の推進	12	雇用の場における男女平等の推進	30	女性が能力を発揮しやすい職場づくりのための情報提供、普及・啓発	雇用形態が多様化する中で、働き方の違いにより賃金や処遇に不利益が生じないよう、労働相談情報センターとの連携を図りながら、事業者に対し雇用均等促進の情報や資料の提供を行い、「ポジティブ・アクション」や「セクハラの防止」「同一価値労働の男女及び正規・非正規の賃金格差解消」等について、理解が深められるよう啓発を進めます。	生活産業課	生活産業（としまビジネスサポートセンター）PRコーナーにおいて、ハローワーク池袋、東京しごとセンター等からの月報、講習会の開催チラシ等を配置し、情報提供活動を行っている。	B		A	
							男女平等推進センター	・ワーク・ライフ・バランスフォーラム開催 ・情報・交流コーナーに働く人向けの宣伝コーナーを設けて資料の提供を行った。 ・区HPにポジティブ・アクションに関するサイトをリンクしている。	B		A	

重点課題No.	重点課題	施策No.	施策	事業No.	事業名	事業の内容	担当所管課	具体的な各課の取り組み	①取り組みの実施状況評価		②男女共同参画への意識調査	
									評価	＜記述欄＞ （評価がC、D、Eの場合）理由	評価	＜記述欄＞ （評価がDの場合）理由
5	家庭生活と仕事の両立支援の推進	14	子育て支援の充実	35	多様なニーズに応える子育て支援事業の充実・周知	子育て訪問相談事業・育児支援ヘルパー事業・一時保育事業・定期利用保育事業・こんにちは赤ちゃん事業・育児相談・子育てひろば・子ども家庭支援センターの充実・周知を図ります。	地域区民ひろば課	保護者と乳幼児の交流、情報交換の場として、全22地区で子育てひろばを設置。父親の育児参加のための講座等を開催し、子育て支援の充実を図る。	A		A	
							健康推進課	○こんにちは赤ちゃん事業（生後4ヶ月までの全戸訪問） ○出張育児相談（管内5箇所に出張し育児相談を実施） ○母乳教室（母乳育児の支援・卒乳支援のグループワーク） ○としま育児サポート事業：助産師による赤ちゃん訪問のフォロー事業	B		A	
							長崎健康相談所	こんにちは赤ちゃん訪問事業 母乳・卒乳教室 出張育児相談 子育て講演会	B		A	
							子育て支援課	○育児支援ヘルパー事業：保護者の体調不良などで手助けが必要な家庭にヘルパーを派遣し、育児・家事を支援した。 ○一時保育事業：家庭での保育が一時的に困難な場合に、子どもを1時間500円で預かり保育を実施した。 ○相談事業：18歳までの子どもと保護者などの相談に応じ、問題解決に向けての支援を行った。 ○親子遊び広場：子どもを遊ばせながら、保護者同士の交流や子育てに関する相談を受けた。	A		A	
							保育課	・乳幼児健全育成相談事業 　家庭で子育てをする親に対して、保育園が電話等による子育て相談に応じたり、体験保育の機会を提供する。 ・一時保育事業 　家庭で子育てをする親に対して、育児疲れ・通院・PTA等一時的に保育が困難な時に保育園で預かる。また、待機児童対策として、一時保育一体型定期利用実施施設を開所した。	B		A	
5	家庭生活と仕事の両立支援の推進	14	子育て支援の充実	37	子育て支援ネットワークの充実	地域の子育て関係機関などとネットワークを構築し、子育て事業の共同開催や事業協力・情報交換を行います。また、子育て講座の開催や情報誌の発行などの取り組みを進めます。	子育て支援課	地域組織化活動・区民との協働により地域全体で子育てをする環境作りを推進した	A		A	
							社会福祉協議会	高齢者・障がい者の就労支援への協力	B		B	
5	家庭生活と仕事の両立支援の推進	14	子育て支援の充実	38	子育てにやさしいまちづくりの推進	区施設をはじめとして施設面の改善（ベビーベッド、授乳室、トイレ内ベビーチェア等の設置）とともに、誰でも安心して利用できるようユニバーサルデザインに配慮したまちづくりの普及・啓発及び道路・公園等の整備を行います。また、遊休不動産を活用し、子育てしながら働き続けられるまちの実現を図ります。	子育て支援課	新庁舎整備に当たり、親子連れで来庁する方のためにキッズコーナー、授乳室、ベビーベッド等を設置する。	A		B	
							公園緑地課	高田小跡地公園整備	B		B	
							施設整備課	区施設のうち主管課から要望にもとづき、施設利用者の利便に配慮し、可能な限り「だれでもトイレ」を設置するとともに、「トイレ内にベビーキーパー、ベビーシート（おむつ交換台）」を設置する。	B		A	
							建築課	豊島区福祉のまちづくり整備要綱に基づく審査事務	B		A	
							道路整備課	区道のバリアフリー化の促進など	A		B	
							住宅課	リノベーションまちづくり事業（遊休不動産である空間資源と潜在的な地域資源の活用により、都市・地域経営課題を解決し、住んで子育てして、働きながら暮らし続けられるまちの実現をめざす。）	E	平成29年度に事業が終了	D	平成29年度に事業が終了

重点課題No.	重点課題	施策No.	施策	事業No.	事業名	事業の内容	担当所管課	具体的な各課の取り組み	①取り組みの実施状況評価		②男女共同参画への意識調査	
									評価	＜記述欄＞ （評価がC、D、Eの場合）理由	評価	＜記述欄＞ （評価がDの場合）理由
5	家庭生活と仕事の両立支援の推進	15	育児と仕事を両立させるための環境整備の推進	39	保育所の運営・整備	保護者の仕事と育児の両立を支援し、子ども一人ひとりの健やかな育ちを支援するため、認可保育施設を整備・運営し、延長保育、産休明け保育、障害児保育等の実施により多様化する保育ニーズに対応します。また、待機児童の集中する2歳までの受入数拡充のため、小規模保育所等の地域型保育事業の充実を図ります。	保育課	・保育所の運営 ・保育所の大規模改修	B		A	
5	家庭生活と仕事の両立支援の推進	15	育児と仕事を両立させるための環境整備の推進	40	病後児保育・休日保育事業の充実	保護者の仕事と育児の両立を支援するため、病気回復期の保育や休日保育等を充実させていきます。	保育課	・病後児保育 「病気の回復期」等で集団保育に適さない園児を一時的に預かる。 ・休日保育利用 保護者が休日の単発的な就労等の場合、認可保育所で保育する。	B		A	
5	家庭生活と仕事の両立支援の推進	15	育児と仕事を両立させるための環境整備の推進	41	学童クラブの運営	子どもスキップと児童館における学童クラブ運営の充実を図ります。	放課後対策課	保護者の就労等の事由により、保護が受けられない小学校児童を対象に、放課後等の生活の場として学童クラブを運営し、保護者の家庭生活と職業生活の両立を支援する。	A		A	
5	家庭生活と仕事の両立支援の推進	15	育児と仕事を両立させるための環境整備の推進	42	地域での子育て支援の充実	区民による相互援助活動としてのファミリー・サポート・センター事業の充実を図ります。	子育て支援課	○子育て中の家庭を支援するため「子育ての手助けをしてほしい区民（利用会員）」と「手助けができる区民（援助会員）」からなる会員制ボランティア組織の運営。区は事務局として会員間の橋渡しをした。 ○産後サポーター事業：産後の母体回復のため、昼間援助が得られない方に有償ボランティアが家事や育児の手伝いをした。	B		A	
9	政策・方針決定過程における男女共同参画の推進	22	管理・監督者への女性の積極的な登用と職域の拡大	61	女性人材のネットワーク化	区内事業所の女性従業員と区内在住の働く女性のネットワークをつくり、情報交換の場を提供します。	生活産業課	女性のための交流会及び起業塾の実施	B		A	
							男女平等推進センター	ワーク・ライフ・バランスフォーラム後、フォーラム参加者の交流会を開催	E	女性人材のネットワーク化は、生活産業課が実施している女性のための交流会及び起業塾に一本化した。	D	女性人材のネットワーク化は、生活産業課が実施している女性のための交流会及び起業塾に一本化した。
10	男性や子どもにとっての男女共同参画の推進	23	男性にとっての男女共同参画の推進	63	両親学級・父親対象育児講座における意識啓発	父親が参加する両親学級や育児講座で男女共同参画の意識啓発を行い、男性の家事・育児参加の推進・啓発を行います。	健康推進課	○パパママ準備教室：土の半日コース（プレパパの沐浴実習・妊婦体験等）	B		A	
							長崎健康相談所	パパママ準備教室の実施（長崎健康相談所では未実施）	B		A	
							子育て支援課	○パパの応援講座 ・父親の役割を（再）認識してもらい子育てを楽しむ ・家事の参加等、夫婦二人で育てる意識を持ってもらう ・センター機能を知ってもらい利用につなげる ・ふれあい遊びを紹介することで親子で楽しむきっかけ、参考にしてもらう ・父親同士の交流を図り、育児の情報交換をしたり、地域の知人を増やす	A		A	

重点課題No.	重点課題	施策No.	施策	事業No.	事業名	事業の内容	担当所管課	具体的な各課の取り組み	①取り組みの実施状況評価		②男女共同参画への意識調査	
									評価	＜記述欄＞ （評価がC、D、Eの場合）理由	評価	＜記述欄＞ （評価がDの場合）理由
11	高齢者、障害者など様々な困難を抱える人々が安心して暮らせる環境の整備	27	生活上の様々な困難を抱える人々への対応	74	働きづらさ、生きにくさを感じている女性への支援	さまざまな人間関係のトラブルや心身の不調、悩みをかかえながらも「働きたい」、「自分らしく生きたい」と前向きに考えている女性への積極的な支援に取り組みます。	健康推進課	○様々な相談には随時相談として対応。主訴により、こころの相談や健康相談等事業紹介や医療機関等関係機関をご案内。	B		A	
							長崎健康相談所	電話・面接等相談	B		A	
							子育て支援課	障害者福祉課や高齢者福祉課と連携し、相談を実施する。障害のある女性の就労は、ハローワークの障害者相談の窓口の同行を実施。	A		A	
							男女平等推進センター	一般相談及び専門相談（法律・こころ・DV）の実施	B		D	一般相談及び専門相談は、様々な経緯により対象を女性に限る必要性があり、男性に対しても等しく便益が及ぶことを想定した取り組みになっていないため。
11	高齢者、障害者など様々な困難を抱える人々が安心して暮らせる環境の整備	27	生活上の様々な困難を抱える人々への対応	75	ひとり親家庭への自立支援	経済的困難に陥りやすいひとり親家庭に対し就労支援等を行います。	子育て支援課	母子家庭等自立支援給付事業を実施し、母子家庭の母が安定した就労に付けるよう支援している。 また、経済的な支援が必要なひとり親に、母子・父子福祉資金の貸付を実施した。	A		A	
11	高齢者、障害者など様々な困難を抱える人々が安心して暮らせる環境の整備	27	生活上の様々な困難を抱える人々への対応	76	ひとり親家庭への文化的支援	経済的及び精神的にゆとりをもちにくく、文化活動に参加しにくいひとり親家庭が気軽に文化芸術に接する機会を持てるよう取組を進めます。	文化デザイン課	文化事業の実施	B		B	
							社会福祉協議会	親子ふれあい助成事業 ・施設利用料や交通費の一部を助成	A		A	
							としま未来文化財団	女性応援プロジェクトの実施	B		B	

【2】男性中心型の長時間労働の見直しとワーク・ライフ・バランスの推進

●課題

誰もが、仕事や家庭・地域生活などの様々な活動を本人の希望するバランスで実現できる、ワーク・ライフ・バランス
についての職場の理解と環境整備を進めるとともに、男女ともに、育児や介護と仕事を両立できる職場作りが求められています。

●目指す姿

性別や年齢に関わらず、誰もが育児や介護と仕事を両立できる職場環境づくりを目指します。

調査①：取り組みの実施状況評価		調査②：男女共同参画への意識調査	
A	1件	A	16件
B	15件	B	0件
C	0件	C	0件
D	0件	D	0件
E	0件		

重点課題No.	重点課題	施策No.	施策	事業No.	事業名	事業の内容	担当所管課	具体的な各課の取り組み	①取り組みの実施状況評価		②男女共同参画への意識調査	
									評価	＜記述欄＞ （評価がC、D、Eの場合）理由	評価	＜記述欄＞ （評価がDの場合）理由
3	性と生に関する健康支援	09	性と生に関する健康支援リプロダクティブ・ヘルス/ライツの視点を重視した健康支援の充実	21	妊産婦への支援の充実	母体の保護や出産・育児に関する正しい知識を身につけ、出産・育児支援を行うための母親学級を実施します。	健康推進課	○母親学級：平日3回1コース（子どものいる生活・歯科衛生指導・栄養指導・沐浴実習） ○ゆりかご・としま事業：妊娠期から子育て（就学前まで）の切れ目のない支援 ○としま育児サポート手帳ととしま育児サポーターによる産後支援 ○妊産婦歯科健康診査事業 ○としま見る知るモバイルでの情報発信	B		A	
							長崎健康相談所	母親学級の実施	B		A	
4	雇用の場における男女平等の推進	12	雇用の場における男女平等の推進	31	区内企業との協働・連携の推進	区内の企業の現状を把握するため、定期的に懇談会を行ったり、ワーク・ライフ・バランスやセクハラ、マタハラの防止等企業向けの講座を実施します。	男女平等推進センター	ワーク・ライフ・バランスフォーラム開催	B		A	
							生活産業課	豊島産業協会が実施する、男女雇用均等法や労働基準法に関する講座に対しに補助金を支出した。	B		A	
5	家庭生活と仕事の両立支援の推進	13	ワーク・ライフ・バランスの推進	32	ワーク・ライフ・バランス推進企業等優良企業についての情報提供、普及・啓発の実施	両立支援に積極的に取り組んでいる企業を区HPや広報等で紹介し、ワーク・ライフ・バランスを促進・啓発します。	生活産業課	生活産業課（としまビジネスサポートセンター）PRコーナーにおいて、ハローワーク池袋、東京しごとセンター等からの普及パンフレットや講習会の開催チラシ等を配置し、情報提供活動を行っている。	B		A	
							男女平等推進センター	企業向けのワーク・ライフ・バランス推進事業 ・ワーク・ライフ・バランスフォーラム開催 ・ワーク・ライフ・バランス推進企業認定制度の実施 ・区HP「ワーク・ライフ・バランスの推進」の項目に関係情報を掲載。	B		A	
5	家庭生活と仕事の両立支援の推進	13	ワーク・ライフ・バランスの推進	34	「一般事業主行動計画」の普及・推進	区内経済団体等と連携し、次世代育成支援対策推進法及び女性活躍推進法に基づいた「一般事業主行動計画」の策定を推進するとともに、事業者や従業員に対し普及・啓発を推進し浸透を図ります。	男女平等推進センター	企業向けのワーク・ライフ・バランス推進事業 ・ワーク・ライフ・バランスフォーラム開催 ・ワーク・ライフ・バランス推進企業認定制度の実施 ・区HP「ワーク・ライフ・バランスの推進」の項目に関係情報を掲載。	B		A	
10	男性や子どもにとっての男女共同参画の推進	23	男性にとっての男女共同参画の推進	63	両親学級・父親対象育児講座における意識啓発	父親が参加する両親学級や育児講座で男女共同参画の意識啓発を行い、男性の家事・育児参加の推進・啓発を行います。	健康推進課	○パパママ準備教室：土の半日コース（プレパパの沐浴実習・妊婦体験等）	B		A	
							長崎健康相談所	パパママ準備教室の実施（長崎健康相談所では未実施）	B		A	
							子育て支援課	○パパの応援講座 ・父親の役割を（再）認識してもらい子育てを楽しむ ・家事の参加等、夫婦二人で育てる意識を持ってもらう ・センター機能を知ってもらい利用につなげる ・ふれあい遊びを紹介することで親子で楽しむきっかけ、参考にしてもらう ・父親同士の交流を図り、育児の情報交換をしたり、地域の知人を増やす	A		A	

重点課題No.	重点課題	施策No.	施策	事業No.	事業名	事業の内容	担当所管課	具体的な各課の取り組み	①取り組みの実施状況評価		②男女共同参画への意識調査	
									評価	＜記述欄＞ （評価がC、D、Eの場合）理由	評価	＜記述欄＞ （評価がDの場合）理由
10	男性や子どもにとっての男女共同参画の推進	23	男性にとっての男女共同参画の推進	65	男性の参画を積極的に促す講座の展開	家庭・地域における男性の参画を進める講座を企画し、実施します。開催形態を工夫するなどして、男性の参画を促進します。	男女平等推進センター	①WLBフォーラムの開催 ②男性の料理講座の開催 （共催事業） ③男性学＆男性の健康講座の開催 （共催事業）	B		A	
							学習・スポーツ課	発達段階に応じたキャリア教育や居場所としての家庭について学ぶ講座を行います。	B		A	
10	男性や子どもにとっての男女共同参画の推進	23	男性にとっての男女共同参画の推進	66	男性の心身の健康の推進	男性の心身の健康の問題への対応や、相談窓口の周知に取り組みます。	区民相談課	男性からの相談場所として、保健所や東京ウィメンズプラザを案内した。	B		A	
							高齢者福祉課	高齢者総合相談センターにおいて、介護サービスの利用をはじめ各種相談に応じ、初期的対応をはじめ、専門的な相談機関への紹介を行う。	B		A	
							健康推進課	○パンフレット「メンタルヘルスケア相談窓口」の配布	B		A	
							長崎健康相談所	メタボリックシンドローム予防教室の実施 男性の健康セミナーの実施	B		A	

【3】配偶者等暴力防止の一層の推進

●課題

配偶者等暴力（DV）の被害が無くなるとともに、多くの区民の中で配偶者等暴力に関する理解が深まり、被害が未然に防止されるまちづくりが必要とされています。

●目指す姿

配偶者等暴力に関する理解を広め、未然防止を推進するとともに、被害にあった人が相談しやすく、解決につながるような体制作りを目指します。

調査①：取り組みの実施状況評価		調査②：男女共同参画への意識調査	
A	15件	A	42件
B	33件	B	2件
C	3件	C	0件
D	0件	D	8件
E	1件		

重点課題No.	重点課題	施策No.	施策	事業No.	事業名	事業の内容	担当所管課	具体的な各課の取り組み	①取り組みの実施状況評価		②男女共同参画への意識調査	
									評価	＜記述欄＞（評価がC、D、Eの場合）理由	評価	＜記述欄＞（評価がDの場合）理由
1	女性に対するあらゆる暴力の根絶	01	被害の未然防止と啓発の促進	1	DV、ストーカー行為等の人権を侵害する行為の発生防止に向け、普及啓発を進めます。	DV、ストーカー行為等の人権を侵害する行為の発生防止に向け、普及啓発を進めます。	子育て支援課	性風俗営業制限がある地区計画対象区域内における建築物及び広告物の届出物件に対し抑止を図った。	B		A	
							男女平等推進センター	①「女性に対する暴力をなくす運動」期間中の多様な啓発事業 ②「広報としま」を活用した啓発 ③デートDV予防啓発事業 ④相談機関の周知、カードやステッカーの配布・設置先の拡大 ⑤デートDV啓発カード・パンフレットの配布	B		A	
1	女性に対するあらゆる暴力の根絶	01	被害の未然防止と啓発の促進	2	若年層に対する暴力予防教育の強化	近年顕在化しているデートDVについて、若年層に向けた啓発を重点的に行います。また学校における人権教育の中でもデートDVについての啓発を行います。	健康推進課	AIDS知ろう館・鬼子母神plusにて、デートDV予防資材を配布	B		A	
							長崎健康相談所	中学校での健康教育	B		A	
							子育て支援課	若年層に向けてデートDVの知識を啓発できるよう、窓口に相談カードを設置する。	B		A	
							指導課	人権教育の一環として実施	B		B	
							男女平等推進センター	①デートDV予防教室の実施 ②デートDV予防キャンペーンの実施 ③大学生団体等と連携した若年層への教育・啓発の実施	B		A	
							子ども若者課	各施設において、男女平等推進センター作成のDV相談カードやリーフレットをおいて、啓発している。 中高生センタージャンプでは、NPO法人青い空と協力して、デートDVなどの啓発活動を行っている。	B		A	
1	女性に対するあらゆる暴力の根絶	02	早期相談・早期発見体制の充実	3	DV専門相談の充実	被害が潜在化したり、重度化する前に相談ができるよう、また被害者のこころのケアや適切な支援に結びつけていくために、女性に対する暴力に関する専門相談を充実させます。	男女平等推進センター	DV専門相談の実施 ・月1回実施：夜間 ・専門職（カウンセラー）による相談	B		D	「DV専門相談」は様々な経緯により対象を女性に限る必要性があり、男性に対しても等しく便益が及ぶことを想定した取り組みではないため。
							子育て支援課	職員のDV相談に関するスキルアップを目指し、研修や講演会の積極的な参加をすすめ、適切な助言をする。必要によって都の専門相談へつなげるなどの支援も行うようにする。	A		A	

重点課題No.	重点課題	施策No.	施策	事業No.	事業名	事業の内容	担当所管課	具体的な各課の取り組み	①取り組みの実施状況評価		②男女共同参画への意識調査	
									評価	＜記述欄＞ (評価がC、D、Eの場合)理由	評価	＜記述欄＞ (評価がDの場合)理由
1	女性に対するあらゆる暴力の根絶	02	早期相談・早期発見体制の充実	4	相談窓口の充実	日常生活で直面する様々な問題解決のための相談に対応します。また、外国人被害者や性的少数者の方への相談対応を進めます。	子育て支援課	妊娠・結婚・夫の暴力・離婚等で悩んでいる女性を対象に、必要な相談・助言・保護及び関係機関の紹介について、母子・父子自立支援員、婦人相談員、家庭相談員が相談を実施する。また、外国人のDV相談では、離婚、親権など国の違いによる様々な問題を解決できるよう支援する。	A		A	
							区民相談課	相談内容に応じ、男女平等推進センターや子ども家庭・女性相談係、東京ウィメンズプラザ等を案内。	B		A	
							男女平等推進センター	①一般相談及びDV相談の実施 月～土曜　9時～17時 ②専門相談の実施 ・法律・こころ・DV(再掲)：各相談　月2回 ・DV(再掲)：月1回実施 ③専門相談講座の実施 ④男性相談員の配置	C	③について 個人によって知りたい情報や相談内容が違うことで、講座が区民のニーズに合わず、参加者が少なかった。 個々への対応は一般相談および専門相談で行えると判断した。 ④について 他区の男性相談の状況については、導入の区が少ないことや導入の区であっても相談件数が少ないという現状がある。そのため、今のところ導入は見送り、男性相談はウィメンズプラザを案内している。	D	①②④について 様々な経緯により対象を女性に限る必要性があり、男性に対しても等しく便益が及ぶことを想定した取り組みではないため。
1	女性に対するあらゆる暴力の根絶	02	早期相談・早期発見体制の充実	5	関係機関相互の情報共有	区や関係機関が実施するそれぞれの相談窓口等でDVを見逃さず、適切な支援につなげられるよう、本人の意思や個人情報に留意しつつ連携します。	子育て支援課	関係機関との連携等により、早期に相談へ結びつけることができ、DV被害の現状把握と支援の情報提供に努める。	A		A	
							男女平等推進センター	①「DV被害者支援対応マニュアル」を随時見直し、適切な連携と支援に繋げる。 ②関係機関相互の情報共有を強化する。	B		A	
1	女性に対するあらゆる暴力の根絶	03	被害者保護体制の充実・整備	6	DV緊急一時保護機能の充実	DV被害者の身の安全の確保や、問題の解決に向けた支援を充実します。夜間、休日等の安全確保については、警察と協力関係を強化し連携します。	子育て支援課	夫等の暴力により緊急避難が必要な母子及び女性を、母子生活支援施設、シェルター、ホテル等において一時保護する。	A		A	
							生活福祉課	DV被害者の相談を受け、女性センター(医療費のみ)宿所提供施設等において緊急一時保護を行なった。また、関係機関と連携して自立支援を行う。	B		A	
							西部生活福祉課	DV被害の相談を受けた要保護者に対して、宿所提供施設等において保護を行なった。また、関係機関と連携して自立支援を行なった。	A	宿泊提供施設・宿泊所での保護を実施。	A	

重点課題No.	重点課題	施策No.	施策	事業No.	事業名	事業の内容	担当所管課	具体的な各課の取り組み	①取り組みの実施状況評価		②男女共同参画への意識調査	
									評価	＜記述欄＞ (評価がC、D、Eの場合)理由	評価	＜記述欄＞ (評価がDの場合)理由
1	女性に対するあらゆる暴力の根絶	03	被害者保護体制の充実・整備	7	被害者の安全確保のための庁内連携	庁内窓口における個人情報の適正管理等、DV被害者の安全に十分配慮し、手続きを円滑に行うため関係課の連携を強化します。	国民健康保険課	①総合窓口課からDV被害者等の情報提供を受け、国保の手続きが円滑に行えるように情報をシステムに登録。 ②子育て支援課と連携し、区内在住で住民登録をしていないDV被害者に国民健康保険証を発行。 ③住基システムの更新に際し、データ連携するシステムを使用。 ④国保システム内で各処理を行う際、注意表示が出るシステムを使用。 ⑤性的マイノリティの方の性別について、被保険者証裏面に記載。	B		A	
							介護保険課	相談グループの設置 相談・苦情対応を専門的に行う組織を課内に設置	B		A	
							子育て支援課	配偶者暴力相談支援センターとして証明書を発行し、関係機関との連携を円滑に実施する。また、できる限り同行支援することで、被害者の精神的な負担を軽減し、より安全を保つようにする。	A		A	
							総合窓口課	「DV被害者等にかかる住民基本台帳の一部の写しの閲覧及び交付等の支援措置」 ・DV被害者等からの申し出により、住民基本台帳の写しの閲覧及び交付について、被害者を保護するための支援措置を講じた。また、税務課・国保課・高齢者医療年金課・選挙・児童手当など関係課との連携、および他自治体への連携を確実にしている。 戸籍の点からは、届出書原本の写しを請求されることがあるため、被害者保護の観点から住所欄をマスキングする対応を取っている。	A		A	
							高齢者医療年金課	①DV被害者からの年金住所の登録手続き等は、池袋年金事務所に対応方法を相談するよう案内と連絡調整を図る。 ②高齢者医療被保険者からのDV被害の相談等については、適切な相談窓口を案内する。	B		A	
							生活福祉課	関係機関と連携を取り、警察を含むセーフコミュニティDVの防止対策委員会及び研修会に出席し、協力関係を強化している。	B		A	
							西部生活福祉課	関係機関との連携を取るとともに、警察を含むセーフコミュニティDVの防止対策委員会及び研修会に出席し、協力関係を強化した。	A	関係機関への相談・連携を図った。DVの防止委員会及び研修会に出席。	A	
1	女性に対するあらゆる暴力の根絶	04	被害者の自立支援	3	DV専門相談の充実(再掲)	被害が潜在化したり、重度化する前に相談ができるよう、また被害者のこころのケアや適切な支援に結び付けていくために、女性に対する暴力に関する専門相談を充実させます。	子育て支援課	職員のDV相談に関するスキルアップを目指し、研修や講演会の積極的な参加をすすめ、適切な助言をする。必要によって都の専門相談へつなげるなどの支援も行うようにする。	B		A	
							男女平等推進センター	①DV専門相談の実施 ・月1回実施：午後・夜間 ・専門職(カウンセラー)による相談 ②DV相談専用電話の設置	B		D	「DV専門相談」は様々な経緯により対象を女性に限る必要性があり、男性に対しても等しく便益が及ぶことを想定した取り組みではないため。
1	女性に対するあらゆる暴力の根絶	04	被害者の自立支援	4	相談窓口の充実(再掲)	日常生活で直面する様々な問題解決のための相談に対応します。また、外国人被害者や性的少数者の方への配慮を進めます。	子育て支援課	妊娠・結婚・夫の暴力・離婚等で悩んでいる女性を対象に、必要な相談・助言・保護及び関係機関の紹介について、母子・婦人相談員と家庭相談員が相談を実施する。また、外国人のDV相談では、離婚、親権など国の違いによる様々な問題を解決できるよう支援する。	A		A	
							男女平等推進センター	①一般相談の実施 月～土曜　9時～17時 ②専門相談の実施 ・法律・こころ・DV(再掲)：各相談　月2回 ・DV(再掲)：月1回実施 ③専門相談講座の実施 ④男性相談員の配置	C	③について 個人によって知りたい情報や相談内容が違うことで、講座が区民のニーズに合わず、参加者が少なかった。 個々への対応は一般相談および専門相談で行えると判断した。 ④について 他区の男性相談の状況については、導入の区が少ないことや導入の区であっても相談件数が少ないという現状がある。そのため、今のところ導入は見送り、男性相談はウィメンズプラザを案内している。	D	①②④について 様々な経緯により対象を女性に限る必要性があり、男性に対しても等しく便益が及ぶことを想定した取り組みではないため。
							区民相談課	区民相談 法律相談 人権身の上相談	B		A	

重点課題No.	重点課題	施策No.	施策	事業No.	事業名	事業の内容	担当所管課	具体的な各課の取り組み	①取り組みの実施状況評価		②男女共同参画への意識調査	
									評価	＜記述欄＞ (評価がC、D、Eの場合)理由	評価	＜記述欄＞ (評価がDの場合)理由
1	女性に対するあらゆる暴力の根絶	04	被害者の自立支援	8	被害者の生活再建支援	被害者が、安全で安心して生活再建ができるよう、シェルターやステップハウスの設置について都に働きかけるとともに、様々な観点から必要な自立支援を行います。また、多様な学習機会を提供し、社会参加を支援します。	子ども若者課	DV被害者の相談等を受けたり、他課から連絡があった際、関係課と連携して対応する。	B		A	
							生活産業課	就労に向けた適切な情報提供と、セミナーを開催(ただし、セミナー対象者として、DV被害者を想定していない)	B		A	
							高齢者福祉課	高齢者総合相談センターにおいて、介護サービスの利用をはじめ各種相談に応じ、初期的対応をはじめ、専門的な相談機関への紹介を行う。	B		A	
							子育て支援課	被害者の生活再建に向け、シェルター、ステップハウスの利用し協力を得て精神的ケアをし、自立までの長期的な支援を実施する。	A		A	
							保育課	・保育所の利用 ・病後児保育、休日保育の利用	B		A	
							学務課	DV被害による避難者の子どもの就学手続きの際に、関係機関と連携し被害者の所在が明らかにならないように安全面に配慮した。	B		D	男女共同参画を意識する事業内容ではないため。
							男女平等推進センター	自立(就労)支援マニュアルの作成	C	各課からDV対応マニュアルを取り寄せ、検討した結果、子育て支援課作成の「ひとり親家庭のしおり」が自立支援マニュアルに相当し、かつ完成度が高いということで、これを代替とすることとした。	A	
							生活福祉課	母子生活支援施設での保護を実施した。また、児童関係の手当の申請援助や法律問題の解決を図るため法テラスを案内するなど必要な支援を行う。	B		A	
							住宅課	住宅確保を希望される方への入居支援	E	平成29年度に事業が終了	D	平成29年度に事業が終了
							西部生活福祉課	母子生活支援施設利用や児童関係手当等の申請アドバイスをした。また、法律問題の解決を図るため法テラスを案内するなど必要な支援を行なった。	A	相談の段階で左記等をアドバイスするとともに、母子生活支援施設での保護の実施及び法テラスへの紹介案内を実施。	A	
1	女性に対するあらゆる暴力の根絶	04	被害者の自立支援	9	被害者の子どもへの支援	被害者の子どもの保育・教育等に関する支援、情報の適正な管理等を関係機関が連携して行います。	長崎健康相談所	DV被害者の子ども如何にかかわらず、子ども相談(心理相談)として実施している。	B		A	
							子ども若者課	DV被害者の子どもに関する相談等を受けたり、他課から連絡があった際、関係課と連携して対応する。	B		A	
							保育課	・乳幼児健全育成相談、一時保育の利用 ・女性相談等関係部署との連携	B		A	
							学務課	就学援助制度により、DV被害者の子どもの就学に係る教育費軽減による支援を行う。	B		D	男女共同参画を意識する事業内容ではないため。
							指導課	関係各課と連携	B		B	
							健康推進課	DV被害者如何にかかわらず、子ども相談(心理相談)として実施している。	B		A	
							子育て支援課	婦人相談員が支援のコーディネートをし、自立に必要なパイプ役となって、寄り添った支援を実施する。	A		A	

重点課題No.	重点課題	施策No.	施策	事業No.	事業名	事業の内容	担当所管課	具体的な各課の取り組み	①取り組みの実施状況評価		②男女共同参画への意識調査	
									評価	＜記述欄＞ (評価がC、D、Eの場合)理由	評価	＜記述欄＞ (評価がDの場合)理由
1	女性に対するあらゆる暴力の根絶	04	被害者の自立支援	10	関係課の連携による一貫した支援	被害者に必要な支援は、相談対応から保護、自立支援等と広範で多岐に渡るため、被害者への切れ目のない支援が必要になることから、被害者の状況に即して円滑に対応できるよう、関係課が連携し被害者のエンパワーメントにつながるよう一貫して支援します。	子育て支援課	婦人相談員が支援のコーディネートをし、自立に必要なパイプ役となって、寄り添った支援を実施する。	A		A	
1	女性に対するあらゆる暴力の根絶	06	配偶者等暴力防止施策の充実	15	配偶者暴力相談支援センターの機能整備	配偶者からの暴力を防止するとともに、被害者の自立を支援するため、身近な窓口として配偶者暴力相談支援センターの機能を強化します。	子育て支援課	配偶者暴力相談支援センターとして、男女平等推進センターと連携し定期的な連絡会議を実施する。	B		A	
							男女平等推進センター	配偶者暴力相談支援センターの運営	B		D	様々な経緯で、支援の対象を女性に限っており、男性に対しては同等の便益が及んでいないため。
1	女性に対するあらゆる暴力の根絶	06	配偶者等暴力防止施策の充実	16	配偶者等暴力防止基本計画の推進	計画の実効性を確保するため、計画事業の進捗状況の把握や点検を行い、計画の推進を働きかけるとともに、施策の充実を図るため配偶者等による暴力相談実態調査を実施します。	子育て支援課	DV相談の実態調査を実施するほか、関係機関の連携状況を記録する。	A		A	
							男女平等推進センター	配偶者等暴力防止基本計画事業の進捗管理	A		A	